

いじめ根絶に向けた取組と校内体制～学校いじめ防止基本方針～

岩見沢市立緑中学校

1 取組のねらい

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

そのため、学校はいじめ問題の重要性を認識し、すべての教師が「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という共通認識に立ち行動連携し、組織として問題に真摯に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの認知

前項のいじめの定義に加え、「けんか」や「ふざけ合い」の交友関係から生じたトラブルであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、以下の点に留意する。

- ① 誰もがいじめの被害者や加害者になり得ること、被害、加害の関係が短期間で入れ替わることを踏まえ対応する。
- ② 「けんか」や「ふざけ合い」もいじめに該当するが、事案によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。
- ③ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等の特に配慮が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえて適切に支援を行う。

(2) いじめの解消

いじめを解消している状態を、以下の2点を満たしていることとする。ただし、満たされている場合であっても、必要に応じて被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情を考慮して判断することとする。また、解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、本校生徒指導委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた「学校いじめ対策組織」で判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対して心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月間継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

苦痛を感じているかいないかの確認は、被害生徒本人とその保護者との面談により確認する。また、被害生徒を徹底的に守り、その安全・安心を確保するまで支援を継続する。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るための日常的な取組

(1) いじめ問題への組織的な取組の充実

- ・生徒を「見守る・促す・認める・褒める指導」の徹底
- ・情報共有の徹底（職員間で「いじめ見逃しゼロ」の共通意識を持つ）
- ・保護者、地域と協働した生徒の見守りの徹底
- ・いじめ相談窓口の明確化（教頭、学年指導部）

(2) 相談体制の充実

- ・チーム支援による相談体制の確立
- ・心のケアのための「スクールカウンセラー」「SSW」の活用

(3) 生徒の状況をきめ細かく把握し、情報を共有するための取組

- ・悩みに関する調査等を活用したいじめの早期発見
- ・「校内研修」に位置付けた生徒指導交流による、「いじめの積極的認知」の共有と、各学年の生徒状況の共有
- ・「巡回ノート」を活用した生徒の情報の共有
- ・教育委員会と各学校間のいじめ情報の共有

(4) いじめの早期発見に向けた生徒・保護者へのアンケート調査の工夫

- ・いじめアンケート調査、Hyper-QUによる教員の情報共有、個人面談の実施、組織的な対応と説明責任の履行
- ・生徒・保護者・職員三者に対する学校評価アンケートを生かした多視点的な検証と評価結果を踏まえたPDCAサイクルの確立

(5) いじめを生まない集団づくり

- 「全ての生徒が必要とされている存在と感じ、多様性を認め合い、互いに支えあう環境をつくる」
- ・発達支持的風土を育む学級集団づくり（ピア・サポートの充実）
- ・自尊感情（自己肯定感・自己有用感・自己信頼感）を育む学校づくり
- ・発達段階に応じた情報モラル教育の実施
- ・いじめ未然防止教育の推進

- (6) 道徳教育の推進
 - ・ 生き方を考えさせる教育活動の推進
- (7) 生徒の自主的な活動による豊かな心の醸成
 - ・ 生徒会活動におけるいじめを許さない心の育成
 - ・ 広報活動の充実（「ポスター作成」「昼放送」の活用）
- (8) 関係機関との連携
 - ・ 保護者、地域が参画した「いじめを許さない学校づくり」の推進
 - ・ 教育支援センター、スクールカウンセラー、登校支援室、生徒相談所等の活用

4 いじめが起こった際の対応

- (1) 学校を挙げた支援
 - ・ 指導方針についての家庭との合意形成を確実に図る体制づくり
 - ・ カウンセリング指導員と協力した「心の居場所づくり」
 - ・ 個別支援チームを中心とした組織体制の確立と迅速な対応
 - ・ いじめの被害者を守ると同時に加害者の成長支援を図る指導
 - ・ 個別指導などのいじめ被害者への継続的な支援
- (2) 教育委員会など関係機関との連携
 - ・ 青少年センターや適応指導教室などと連携したいじめ解決策の作成
 - ・ 人権相談機関の支援を受けたいじめ問題の解決
 - ・ 出席停止と個別指導プログラムによるいじめ加害者の成長支援
- (3) 「いじめは絶対許されない」ことの指導の徹底
 - ・ いじめを正当化させないために学校全体での取組体制
 - ・ 集団ルールを守る意識と実践の定着を図った取組
 - ・ 生徒に安易に迎合することのない毅然とした指導姿勢の構築
- (4) 「ネットいじめ」への対応
 - ・ SNS等、インターネット上での誹謗中傷の検索と解決策
 - ・ ネットトラブル防止の指導（外部講師の招聘）
- (5) その他の取組
 - ・ 被害者・加害者の双方の保護者も巻き込んだ家庭と連携した指導・支援の在り方
 - ・ 「命」に関わる危険性を察知した際の緊急対応マニュアルの策定
- (6) いじめの解消の判断（判断は学校いじめ対策組織で行う）
 - ・ いじめに係わる行為が止んでいるか（3ヶ月をめやすとする）。
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないか。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校いじめ対策組織
 - ① 生徒指導委員会（常設・通年）
 - ・ 月1回全教職員で課題を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動について話し合いを行う。

②いじめ対策委員会（常設・通年）

- ・いじめの防止、早期発見、事案対処に関する措置を実効的に行うため、学校関係者の他、調査の公平性・中立性を確保するためにいじめ事案の関係者と直接の人間関係・利害関係の発生しない第三者を加えた組織とする。必要に応じて委員会を開催する。

- ・組織の構成は以下とする。

校長、教頭（窓口１）、主幹教諭、各学年生徒指導担当（窓口２）、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、特支コーディネーター

(2) 学校外の組織

①家庭や地域、関係機関との連携した組織

- ・重大ないじめの問題が発生した場合は第三者による調査機関を発足する。
- ・組織の構成は以下とする。

管理職、生活指導担当、岩見沢市教育支援センター、PTA会長、スクールカウンセラー、民生生徒委員、桜木交番、緑町会長、鉄北地域青少年育成連絡協議会会長、SSW、

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法第28条」より）

- ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 生徒及び保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

別 表 いじめ対策年間指導計画（日常での「見守る・促す・認める・褒める指導」）

	指 導 等 の 内 容		
	教職員の活動	生徒の活動	保護者への働きかけ
4月	○いじめ防止基本方針の周知・確認 ○校内研修（いじめ対策に関わる 共通理解） ○道徳（相互理解） ○情報交換（生徒指導部会）	○学級ルールづくり （学級活動） ○新入生歓迎会 ○宿泊行事(修学旅行)	○いじめ対策についての説明 ・啓発（PTA総会・学年懇談） ※いじめ相談窓口の明確化 （教頭、学年生徒指導部） ○二者懇談（保護者との共有）
5月	○いじめアンケートの実施・分析 ○教育相談・三者懇談 ○道徳（相互理解） ○校外生活指導 ○情報交換（生徒指導部会、校内就学支援委員会）	○陸上記録会	○いじめ対策についての説明 ・啓発（家庭訪問） ○学校運営協議会
6月	○Hyper-QU検査の実施 ○情報交換（生徒指導部会、学級経営実態交流会）		○いじめ対策についての啓発 （学校便り）
7月	○Hyper-QU検査の分析 ○校外生活指導 ○情報交換（生徒指導部会）	○宿泊行事(宿泊研修)	○学年懇談会 （保護者との情報交換）
8月	○情報交換（生徒指導部会）	○学校祭準備	
9月	○校外生活指導 ○情報交換（生徒指導部会） ○アセス	○学校祭	○PTA役員会議 （PTA役員との意見交換）
10月	○教育相談の実施 ○情報交換（生徒指導部会） ○教育相談の実施		○学校運営協議会
11月	○いじめアンケートの実施と分析 ○校内研修（学級経営実態交流会、 校内就学支援委員会、生徒指導部会）	○子ども会議 （市教委主催）	○学校評価アンケート （生徒・保護者・職員）
12月	○道徳（相互理解） ○情報交換（生徒指導部会）		○学年懇談会 （保護者との情報交換）
1月	○情報交換（生徒指導部会） ○学校評価に係る結果公表 ○学校評価アンケートを受けた、 基本方針の見直し		
2月	○校外生活指導 ○情報交換（生徒指導部会）		○PTA役員会議 （PTA役員との意見交換） ○学校運営協議会
3月	○情報交換（生徒指導部会）	○卒業証書授与式	○学級懇談会 （保護者との情報交換）